

千葉市市有建築物耐震補強工法選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 技術評価を受けた工法（以下、「技術評価工法」という。）により千葉市市有建築物の耐震補強工事を実施する際、技術評価工法の選定に関し必要な事項を調査・審議するため、千葉市市有建築物耐震補強工法選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は技術評価工法の選定及びその他必要な事項について、調査・審議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条

委員長は、都市局次長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、建築部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、別表第1の委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員長の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求めることができる。

(選定依頼)

第6条

建築管理課長は、耐震補強工事対象施設に関し各種耐震補強工法を検討し、その結果、技術評価工法を採用することが適切と判断した場合には、選定に関する理由書を添えて委員会に技術評価工法の選定を依頼するものとする。

(庶務)

第7条

委員会の庶務は、都市局建築部建築管理課において処理するものとする。

(議事録)

第8条

委員会の議事録は、建築管理課において作成する。

(補則)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は平成20年11月20日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表第 1

委 員 長	千葉市都市局	都市局次長
副委員長	千葉市都市局	建築部長
委 員	耐震補強対象施設の	所管局部長
委 員	千葉市財政局	財政部長
委 員	千葉市都市局	建築管理課長
委 員	千葉市都市局	建築設備課長
委 員	耐震補強対象施設の	所管課長
委 員	耐震補強対象施設の	関係課長